

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和6年度 公文書開示状況（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R6. 4. 30	R6. 5. 14	〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇学校〇〇年生、〇〇の重大事態について、いじめ解決に至らなかった理由がわかる文書					1											【東京都情報公開条例第10条】 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるため	生活文化スポーツ局私学部私学行政課
2	R6. 4. 30	R6. 5. 14	〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日までの、私学行政課と〇〇学校とのイジメ対応についての文書					1											【東京都情報公開条例第10条】 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるため	生活文化スポーツ局私学部私学行政課
3	R6. 3. 21	R6. 5. 20	令和4年度及び令和5年度東京ウィメンズプラザ配偶者暴力防止等民間活動助成事業において、東京都が発行、取得した全ての公文書	222	1						1	1	1						【東京都情報公開条例第7条第2号】 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第3号】 公にすることにより、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	生活文化スポーツ局都民生活部東京ウィメンズプラザ
4	R6. 3. 26	R6. 5. 23	『東京都平和祈念館（仮称）基本計画に関する調査委員会議事録（要約）及び委員名簿』	13	1															生活文化スポーツ局文化振興部企画調整課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
6	R6. 3. 25	R6. 5. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都平和祈念館（仮称）証言記録 調査・映像制作報告書（平成8年度）</li> <li>・東京都平和祈念館（仮称）証言記録 調査・映像制作報告書（平成9年度）</li> <li>・東京都平和祈念館（仮称）証言記録 調査・映像制作報告書（平成10年度）</li> <li>・東京都平和祈念館（仮称）証言記録 調査・映像制作報告書（平成11年度）</li> </ul>	95		1												<p>【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため</p>	生活文化スポーツ局文化振興部企画調整課
7	R6. 3. 25	R6. 5. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「映像資料に係る当事者の意向確認調査業務委託」請書</li> <li>・「映像資料に係る当事者の意向確認調査業務委託」起案文書</li> </ul>	19		1												<p>【東京都情報公開条例第7条第2号】 公にすることにより、特定の個人が識別できる情報であるため</p> <p>【東京都情報公開条例第7条第3号】 不開示部分は事業者の内部管理に属する情報であり、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため</p> <p>【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、犯罪の予防及び捜査活動等に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>【東京都情報公開条例第7条第6号】 公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	生活文化スポーツ局文化振興部企画調整課
8	R6. 3. 26	R6. 5. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証言映像「東京空襲・戦争の記憶を語る」編集に係るエディットシート（122件）</li> </ul>	122		1												<p>【東京都情報公開条例第7条第2号】 公にしている証言者以外の証言者氏名は、個人に関する情報で特定の個人等を識別することができるため</p>	生活文化スポーツ局文化振興部企画調整課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
9	R6. 3. 26	R6. 5. 24	・東京空襲資料名一覧 ・東京空襲資料名一覧（証言記録映像）	132		1													【東京都情報公開条例第7条第2号】 公にしている証言者以外の証言者氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため	生活文化スポーツ局文化振興部企画調整課
5	R6. 3. 25	R6. 5. 24	都平和祈念館（仮称）証言記録（βカム、D2プロテープ等）と5040点の実物資料につき、都立庭園美術館敷地内の倉庫に収蔵するにいたるまで、どこで保存されてきたかを示す、文書と関係資料の一切。また現在の場所に保存する事を決定した、理由と経緯を示す、文書と関係資料の一切。																当該公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない	生活文化スポーツ局文化振興部企画調整課
10	R6. 5. 14	R6. 5. 28	都立スポーツ施設の指定管理者審査提案書類（事業計画書）収支計画の写し （1）海の森水上競技場 （2）カヌー・スラロームセンター （3）東京アクアティクスセンター （4）夢の島公園アーチェリー場 （5）大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場	65		1													【東京都情報公開条例第7条第3号】 不開示部分は、事業者の内部管理に属する情報であり、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため	生活文化スポーツ局スポーツ施設部経営企画課

